

申 請 書 等 記 載 事 項 変 更 届

令和 年 月 日

株式会社 確認サービス 様

建築主又は手続代行者

氏 名: ○○ ○○ ※備考欄を参照してください。

東京ゼロエミ住宅設計(変更)確認を受けた住宅について、下記のとおり変更しましたので申請します。

交付番号	009-31-2023-S (又はH) -通し番号5桁	
住宅の名称	東京 太郎様邸新築工事	
変更内容		
記載事項	変更後	変更前
・ 建築主の氏名	東京 太郎・花子	東京 太郎
※建築主が増える場合は、設計確認審査申請書 (第1,2面 押印必要)、委任状を添付してください。		
・ 住宅の名称	東京 太郎・花子様邸新築工事	東京 太郎様邸新築工事
・ 住宅の位置	東京都新宿区〇丁目〇番	東京都新宿区〇丁目〇番の一部
・ 単位住戸の床面積	109.99㎡	100.00㎡
※床面積が1割以上の増加又は減少する場合は「設計変更確認審査申請」が必要になります。		
・ 適合状況を確認する際に選択した基準 仕様規定 性能規定		
・ 太陽光発電システム 有: 〇.〇〇kW(または無) 無(または有: 〇.〇〇kW)		
・ オール電化 有(または無) 無(または有)		
※上記3項目の変更は「設計変更確認審査申請」が必要になります。詳しくは2枚目を参照ください。		
<案内事項> ・ 代表的な変更の記載例になります。 ・ 住宅の位置などの記載内容は、確認済証又は検査済証と整合確認をお願いします。 ※その他については、 確認サービス 東京支社 住宅性能・検査グループ (03-5369-8460) まで ご連絡してください。		
受 付 欄※	確 認 欄※	備 考
	年 月 日	1. 建築主又は手続代行者の押印は不要ですが、手続代行者が手続きされる場合は、委任状に記載されている方の氏名を記入してください。
		2. ※印のある欄は記入しないでください。

請書又は提出図書の内容について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合にあっては、変更に係る工事に着手する前に、東京ゼロエミ住宅設計変更確認審査申請書（別記第4号様式。以下「設計変更確認審査申請書」という。）に、別表第1のうち変更する事項に関する図書（以下「提出変更図書」という。）を添えて、認証審査機関に提出し、変更後の新築等計画の認証事項の認証要件への適合状況に係る審査（以下「設計変更確認審査」という。）を申請するものとする。

- 一 認証事項が認証要件に適合しない変更
- 二 単位住戸及び共用部分（人の居住の用に供するものに限る。）の床面積の合計が1割以上増加し、又は減少する変更 <例> 100.00㎡ → 110.00㎡
- 三 単位住戸の戸数が増加し、又は減少する変更 <例> 2戸 → 3戸
- 四 住宅の構造種別の変更 <例> 木造 → RC造
- 五 認証要件の適合状況を確認する際に選択した認証要件の水準又は基準の変更 <例> 水準3 → 水準1
<例> 性能規定 → 仕様規定
- 六 太陽光発電システムの設置の有無の変更 <例> 設置あり → 設置なし
- 七 設置される太陽光発電システムの出力が増加し、もしくは減少する変更 <例> 4.00kW → 3.00kW
- 八 オール電化への該当の有無の変更 <例> 該当なし → 該当あり

- 2 前項において設計変更確認審査申請書を第9条の設計確認審査を行った認証審査機関とは異なる認証審査機関に提出しようとする場合にあっては、提出変更図書に加えて、当該住宅の設計確認書又はその写しを添えて提出するものとする。

（設計変更確認審査の実施）

第14条 認証審査機関は、前条の設計変更確認審査申請書の提出を受けた後、前条の設計変更確認審査の申請（以下「設計変更確認申請」という。）に係る新築等計画における認証事項の認証要件の適合状況を、設計変更確認審査申請書及び提出変更図書により審査しなければならない。

（設計変更確認書の交付等）

第15条 認証審査機関は、前条の設計変更確認審査の結果、設計変更確認申請に係る新築等計画における認証事項が認証要件に適合すると認めるときは、東京ゼロエミ住宅設計変更確認書（別記第5号様式。以下「設計変更確認書」という。）に設計変更確認審査申請書の写し及び提出変更図書の副本を1部添えて、当該建築主に交付することにより設計変更確認を行う。

- 2 前項の設計変更確認書には、別表第2に定める方法により交付番号を付すものとする。
- 3 認証審査機関は、設計変更確認審査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合に、東京ゼロエミ住宅設計変更確認書不交付通知書（別記第6号様式。以下「設計変更確認書不交付通知書」という。）を当該建築主に交付するものとする。
 - 一 設計変更確認申請に係る住宅において、認証事項が認証要件に適合しないとき。
 - 二 設計変更確認審査の過程において、建築主から提出された設計変更確認審査申請書又は提出変更図書に不備があり、又は必要事項の記載が不十分であることが明らかとなり、認証事項に関して認証要件の適合の可否が判断できないとき。